

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	GPSデータカード令和8年度改訂版ほか一式 買入	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	2,543,029円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
2	都島消防署東野田出張所ほか8か所ホース乾燥台修理	19 産業用機器	流通産業株式会社	1,988,250円	令和8年4月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
3	南方面隊庁舎オーバーヘッドドア修理	19 産業用機器	三和シャッター工業株式会社大阪支店	1,025,530円	令和8年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
4	ヘリコプター「なにわ」500時間点検及びサービスブリティン(SB)等の実施	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	55,927,800円	令和8年5月13日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	W2	該当
5	淀川消防署加島出張所空調機修理	19 産業用機器	ダイキン工業株式会社	1,086,800円	令和7年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	
6	鶴見消防署茨田出張所オーバーヘッドドア修理	19 産業用機器	三和シャッター工業株式会社 大阪支店	1,426,480円	令和8年5月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	G3	

随意契約理由書

1 案件名称

GPS データカード令和 8 年度改訂版ほか一式 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「なにわ」の機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。

当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製であり、補修用機体部品の販売について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

6 選定者

航空隊長 池邊 賢一

随意契約理由書

1 案件名称

都島消防署東野田出張所ほか8か所ホース乾燥台修理

2 契約の相手方

流通産業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「ホース乾燥台」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造業者が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造業者であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号：06-4393-6154）

6 選定者

施設課長 渡木 敬博

随意契約理由書

1 案件名称

南方面隊庁舎オーバーヘッドドア修理

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「オーバーヘッドドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造業者が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造業者であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6150）

6 選定者

施設課長 渡木 敬博

審査会承認 No.
080201K

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」500 時間点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本件は、ヘリコプター「なにわ」(エアバスヘリコプターズ式 AS365N3 型) に対して実施するもので、耐空検査受検のために必要となる点検整備作業を行うものである。

ヘリコプターの運航にあたっては、年に 1 回有効な耐空証明書を取得する必要がある、そのためには 500 時間点検及び不具合箇所の修理並びにサービスブリテン (SB) 等を実施することが前提となる。

また、本作業の実施にあたっては、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を担っているヘリコプターの運用を休止することになるため、これらの作業を同時に行い、運用休止期間を可能な限り短くしなければならない。

上記業者は、ヘリコプター「なにわ」の新規組立てを行った者であり、機体製造メーカーであるエアバスヘリコプターズ社から機体及びメインローターブレードの修理認定を受けており、本業務を同時に行うことのできる本邦唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (航空隊) (電話番号 072-992-4900)

6 選定者

航空隊長 寺浦 彰展

随意契約理由書

1 案件名称

淀川消防署加島出張所空調機修理

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

淀川消防署加島出張所に設置されている空調設備は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）

6 選定者

施設課長 渡木 敬博

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署茨田出張所オーバーヘッドドア修理

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本案件は、部品の破損により不具合が生じている上記庁舎の「オーバーヘッドドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造業者が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造業者であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6150）

6 選定者

施設課長 渡木 敬博